## 東京電力(株) 福島第二原子力発電所

平成24年度 不適合管理委員会報告情報(平成24年12月28日(金)分)

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。 法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成24年12月28日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

 区分 I:
 該当なし

 区分 II:
 該当なし

 区分 II:
 該当なし

 その他:
 2 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	7 <del>-</del> 74	残留熱除去機器冷却系熱交換器(B)冷却管渦流探傷検査において、減肉管理値外れの冷却管が1本認められたため、当該冷却管を交換。	GⅢ	
2	3号機	点検中の原子炉水位計(監視対象機器として機能維持要求のないもの)において、プラント停止時に機能維持を確認するチェックシートに記載誤り(点検中の原子炉水位計を動作可能と記入)が認められたため、対応検討。	GⅢ	